

運転免許証を有効期間内に更新しなかった場合は

- ◎ 有効期間内に更新手続きをしなかった場合、その運転免許証の効力は失われます。（失効します。）
 - ※ 失効した運転免許証では運転できません。
「無免許運転」になりますので、ご注意ください。
- ◎ 失効した運転免許証を回復するためには、新たに免許試験を受験（申請）する必要があります。
この場合、失効した理由及び失効後の期間により、試験の一部免除の規程が適用になります。（学科試験及び技能試験ともに免除で適性試験のみ受験となります。）
- ◎ 失効した運転免許証を回復するための手続は、運転免許センターのみでの取扱いとなります。
 - ※ 警察署、交番などでは、手続できません。

失効（有効期限切れ）の区分

- 1 失効してから6か月以内の方（うっかり忘れた方）
 - 2 失効してから6か月以内の方（海外渡航、入院等やむを得ない理由のある方）
 - 3 やむを得ない理由により失効してから6か月を超え3年以内でその理由が止んだ日（帰国、退院等）から1か月以内の方
 - 4 失効してから6か月を超え1年を経過しない方（うっかり忘れた方）
 - ※ 仮運転免許証の交付となります。
- ◎ 上記いずれの場合でも、住民基本台帳法の適用を受ける方は、本籍（国籍）の記載された住民票が必要になります。
なお、外国籍の方でも住民基本台帳法の適用を受ける方は、住民票が必要になります。